

少子化への対応に向けた施策の推進について

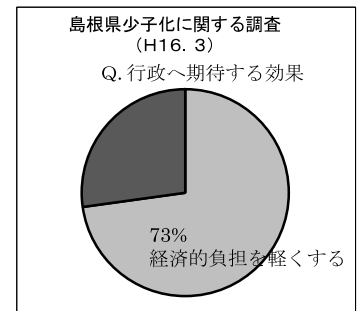
【内閣府・財務省・厚生労働省】

提案・要望の内容

- 1 税制度や社会保障制度などを見直し、次世代の育成支援の充実にに向けた仕組みを構築すること。
 - ・税制等における子どもの扶養に対する配慮
 - ・特定不妊治療の医療保険適用
 - ・医療保険制度における乳幼児医療に係る本人負担の軽減
(軽減の対象年齢の拡大[0～3歳 拡大] 負担割合の軽減 2割 1割)
 - ・地方単独乳幼児医療費助成に係る国民健康保険国庫負担金等の減額調整の撤廃
- 2 次世代育成支援を社会全体で支援する国民的機運を醸成する観点から、広報・啓発を強化すること。
- 3 育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進するなど、仕事と家庭の両立のための環境整備に取り組む中小企業に対する支援を強化すること。

【現状と課題】

- 子育てにおける経済的負担の軽減が必要
 - ・地方自治体における取組みには限界があり、税制や社会保障制度における支援の仕組みづくりが必要。
 - ・医療保険制度は本人負担が2割(0歳～3歳未満児のみ)
 - ・特定不妊治療費
体外受精：30万円/回、顕微授精：40万円/回
 - ・繰り返して治療する場合も多く、子どもを生み育てたいと願う人の大きな負担。
 - ・国が行っている地方単独医療費助成を現物給付で実施している市町村に対する国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置は、少子化施策等における地方の努力と相反し、阻害する要因となっている。
- 一層の広報・啓発が必要
 - ・子どもの健やかな育ちや子育てを社会全体で支えていくことの重要性や、子育ては生きがいや喜びの一つであるという国民的な気運の醸成を図るための広報・啓発が必要。
- 子育てに対応した働く環境の整備が必要
 - ・大企業に比べ取り組みが遅れている中小企業に対する助成措置の強化など、施策の一層の拡充が必要。



【本県の取り組み状況・方針】

- 乳幼児医療費の助成を、就学前までの通院について実施(平成17年度制度拡充)
- 特定不妊治療費(体外受精、顕微授精)に、平成17年度から助成事業を開始
- 保育料の軽減(第三子以降を対象)を平成15年度から実施
- 「みんなで子育て応援事業」「子育て・子育てことは大賞」などの気運醸成の取り組み
- 「子育てしやすい職場環境整備事業」「働き方の見直しモデル事業」「しまね子育て応援団の登録表彰制度」など職場づくりを支援・顕彰

【提案要望の効果】

家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる社会づくりを進展させ、少子化の流れを変えるための基盤づくり及び社会的気運の醸成となる。